

# はちのフリーローン（株式会社クレディセゾン保証分）

## 金銭消費貸借契約証書規定 新旧対比表

（下線部：改定箇所）

改定前	改定後
<p>第5条（期限前の全額返済義務）</p> <p>1. 借主に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知催告等がなくてもこの債務全額について当然期限の利益を失い、直ちにこの債務全額を返済するものとします。</p> <p>（略）</p> <p>④ 住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明となり、<u>銀行が督促できないとき。</u></p> <p>（略）</p>	<p>第5条（期限前の全額返済義務）</p> <p>1. 借主に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知催告等がなくてもこの債務全額について当然期限の利益を失い、直ちにこの債務全額を返済するものとします。</p> <p>（略）</p> <p>④ 住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明となり、<u>銀行が督促できないことが判明したとき。</u></p> <p>（略）</p>
<p>第11条（成年後見人等の届出）</p> <p>1. 借主は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって、銀行に届け出るものとします。<u>（追加）</u></p> <p>（略）</p>	<p>第17条（成年後見人等の届出）</p> <p>1. 借主は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって、銀行に届け出るものとします。<u>また、借主の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に銀行に届け出るものとします。</u></p> <p>（略）</p>
<p>第12条（届出事項）</p>	<p>第11条（届出事項）</p>
<p>第13条（費用の負担）</p>	<p>第12条（費用の負担）</p>
<p>第14条（報告および調査）</p>	<p>第13条（報告および調査）</p>
<p>第15条（公正証書作成義務）</p>	<p>第14条（公正証書作成義務）</p>
<p>第16条（債権証書の不交付）</p>	<p>第15条（債権証書の不交付）</p>
<p>第17条（反社会的勢力の排除）</p>	<p>第16条（反社会的勢力の排除）</p>

改 定 前	改 定 後
<p>第 19 条（規定の変更）</p> <p><u>この規定の内容を変更する場合（ただし、第 4 条により利率が変更される場合を除く）、銀行はあらかじめ変更内容および変更日を銀行ホームページへの掲示、その他銀行所定の方法により告知します。この場合変更日以降は変更後の内容により取引を行うものとします。</u></p>	<p>第 19 条（規定の変更）</p> <p>1. <u>銀行は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定または借入要項中の定め（利率、返済額、返済日に関する事項は除く）を変更する必要があるときには、民法第 548 条の 4 の規定にもとづいて、変更できるものとします。</u></p> <p>2. <u>銀行は、第 1 項の変更をするときは、その効力の発生時期を定め、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。</u></p>